

第 17 期文化審議会第 4 回総会（第 74 回）及び
第 15 期文化政策部会（第 7 回）合同会議

開催日時 平成 29 年 12 月 27 日（水）16:00～18:00

場 所 文部科学省庁舎（東館）3 階 3F1 特別会議室

議 題 (1)「文化経済戦略」について
(2)「文化芸術推進基本計画（第 1 期）の策定について（中間報告）（案）」について
(3)「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」について
(4) その他

出席者 ・ 委 員： 馬淵委員（会長）、石井委員、伊東委員、大淵委員、熊倉委員、佐藤委員、篠田委員、藤井委員、松田委員、宮崎委員、渡辺委員、赤坂委員、石田委員、河島委員、佐々木委員、柴田委員、田辺委員、仲道委員、中村委員、名越委員、長谷川委員、本郷委員、山出委員、吉本委員、大和委員
・ 文化庁： 宮田文化庁長官、山田文部科学戦略官、永山審議官、藤原文化部長、山崎文化財部長、杉浦政策課長、高田政策課長企画調整官、水田著作権課長、江崎芸術文化課長、西田国語課長、田村宗務課長、高橋伝統文化課長、圓入美術学芸課長、大西記念物課長、豊城文化財部参事官、井上文部科学戦略官、松永政策課専門官、真下政策課会計室長、伊藤文化庁長官官房付、山田文化庁長官官房付、河村内閣審議官、山崎美術学芸課美術館・歴史博物館室長、柏田芸術文化課支援推進室長、その他関係官

議事録

【高田企画調整官】 事務局でございます。開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

配布資料につきましては、机上に座席表と文化審議会委員の名簿をお配りさせていただいております。そして議事次第、それぞれ資料 1－1 から資料 7 まで、また、机上配布資料

集として、過去の基本法や過去の答申などをまとめた冊子をお配りしております。資料 1-1, 1-2, 2-1, 2-2, 3, 4-1, 4-2, 5, 6, 7 とございますが、もしお手元に不足がございましたら、事務局までお知らせ願います。

【馬淵会長】 配布資料の件、よろしいでしょうか。

それでは時間になりましたので、ただいまより文化審議会第4回総会及び第7回文化政策部会を開催いたします。本日は、年末のお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

まず、新委員の御紹介から始めたいと思いますが、本日から実践女子大学教授、宮崎法子先生に御就任いただくことになりました。宮崎委員は文化財分科会に分属されることになります。

それでは、宮崎先生から一言御挨拶いただけたらと思います。よろしくお願いします。

【宮崎委員】 本日からお世話になります宮崎と申します。よろしくお願いいたします。

前委員の先生の後、ピンチヒッターという形で継ぐことになりました。今後、微力を尽くして、皆様の足を引っ張らないようにしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【馬淵会長】 ありがとうございます。

それでは、まず議題(1)文化経済戦略について、内閣官房から御報告があるとのことですので、文化経済戦略特別チーム、笹路内閣参事官より資料の御説明をお願いいたします。

【笹路内閣参事官】 文化経済戦略を担当しております笹路と申します。本日は御説明の機会を頂きましてありがとうございます。

文化経済戦略と申しますのは、今年6月、骨太の方針、予算編成の基本的な方針を政府としての態度を明らかにするものでございますが、それと成長戦略、正確に申しますと未来投資戦略2017と申しますが、その骨太の方針と成長戦略で閣議決定をいたしまして、年内に文化経済戦略を策定するという方針を決定しております。

本日でございますが、政府として、具体的に申しますと内閣官房と文化庁の連名におきまして、文化と経済をより積極的に捉えて、これからの国の取組、自治体の取組、あるいはそれこそ国民一人一人へのメッセージも含めて、戦略をまとめました。それにつきまして御報告、御説明をさせていただきます。

お手元の資料1-1、これは文化経済戦略の本体でございます。やや大部にわたりますの

で、御説明は資料1-2というカラーの資料があると思います。これに沿って御説明させていただきたいと思います。

御説明に入る前に、文化経済戦略というものは国として初めて作るものでございます。文化と経済の関係というものは決して対立するものではないと我々思っておりまして、であると同時に、文化というものが非常に経済に重要な意味を持っている。言ってみれば、我々は文化芸術というものを出発点にして、我々の経済社会というものもしっかり捉え直していくべきではないかという問題意識の下に、この国家戦略を作ることにしております。

ですので、文化を道具に使うって経済に貢献するようにしようとか、あるいはとにかくお金もうけのためだけにいろいろなことをしようと思っているわけでは決してございません。やはり文化のこれからの発展のためにも、経済の動きやいろいろな企業の取組とか、そういったものも効果的に使いながら、将来の文化芸術の発展につなげていきたいと思っております。日本はそうしていくのにふさわしいポテンシャルを持っているし、もっと文化芸術資源を生かして、国が発展していくエネルギーが増していけるのではないかと、そういう問題意識で作っているものでございます。

資料に沿って御説明をさせていただきます。まず、戦略をなぜ作るかという状況認識でございます。資料の上に三つボックスがございます。左上のボックスでございますが、やはり国際社会において文化という位置付けが非常に重要になってきている。もちろん国の関係というのは、政治の力や軍事の力ですとか、あるいは経済力とか、いろいろな要素で決まるわけですが、新興国が台頭して、非常にグローバル化が進んでいる中で、何が世界の国々から尊敬される要素として重要な鍵を握っているのかを考えますと、一昔前みたいに軍事力が国の立ち位置を決めるのだとか、やはり経済だという単純な時代ではなくなっている。

そういう中で、文化の意義や重要性というのは、歴史上、いまだかつてなくグローバル化して世界が一体感を持って関係を築いていく中で、増している。その中で日本というものをどういう国にしていっていいのかを捉える必要があるのではないかというのが1点目の考え方でございます。

2点目は、一番右側のボックスを見ていただきたいのですが、経済においても、文化や芸術という要素が極めて重要な要素になっている。むしろど真ん中に来ている。そういった意味で、産業などの競争力を決める新しい価値の創出も、文化がまさに中心になって引っ張っていく、そういう視点が大事なのではないかと。

国際社会における文化と経済における文化、この二つの状況認識を踏まえて日本のことを考えますと、真ん中のボックスになりますが、世界に誇るべき多様で豊かな文化芸術資源が存在している。

では、これをどういうふうにやっていくのかでございまして、まさに今回、文化芸術基本法ができて、皆様に議論していただいています文化芸術推進基本計画が策定される中で、こういった文化と経済につきましてもきちんとした戦略を立てるとともに、文化庁が新しく組織改編などをする中で、新しい文化政策の中でしっかりと経済というものを位置付けていくべきではないかということで、今回、文化経済戦略を策定したということになっております。

主要なメッセージ、この資料の真ん中の3行で書いてございます。

1 点目でございますが、やはり国や地方自治体・企業・個人、それぞれが文化への戦略的投資を拡大することがまず大事だという認識でございます。やはり文化というものをきちんと将来に受け継いだり、あるいは新しいものを創り出して、創造して発展させていく、世界に発信していく、あるいは世界からいろいろなヒトやモノやお金が集まってくる、そういう文化への戦略的投資を拡大するというのが、出発点で大事であると考えております。

2 点目といたしまして、文化というものを出発点、起点にして、その他の分野ですね、産業や観光、まちづくりですとか、いろいろな社会活動、そういった分野と連携することによってシナジーが生まれる。そういう文化を中心とした創造的な活動によって、新しい価値を創出することがいかに大事かということをしっかりと国の方針として明確にしたいというのが2点目でございます。

そして最後、そうして生まれた新しい価値が、やはり文化芸術の発展のために再投資されて持続的に発展していくような好循環、エコシステムを作るのを目標にしたいと考えております。

こういった目標の下で、我々としては、文化自体も発展・継承あるいは新しい創造がされていくとともに、産業活動といった部分でもイノベーションが生まれたり、企業の価値が上がるような経営戦略が生まれたり、あるいは社会全体にとっても、国民が文化を知り、文化を愛し、文化をまさに支えていく、そういう力強い文化芸術立国が実現していくのではないかと考えてございます。

そういった意味で、文化芸術を出発点、起点とした価値が連鎖していく、バリューチェーンができることを目指すべきなのではないか、ということで、右下の図を提示させ

ていただいております。

ページをめくっていただきまして、2 ページ目でございます。具体的に文化経済戦略の視点はどのようなものであるかということでございますが、六つの視点を提示させていただいております。

一つ目は、未来を志向した文化財の着実な継承とさらなる発展でございます。保存と活用とよく言われます。文化経済戦略は、活用だけを優先させて保存は二の次でいいという理解があるとすれば、これは大いなる間違いだと我々は考えております。活用していく、あるいはまさに根っことなる文化芸術資源、文化財がしっかりと護られたり、次世代に継承されていったり、それは文化財そのものだけではなくて、わざや人材、様々な資源といったものを含めて次世代へつなげていく、そういったものをしっかりと育てていくことは、まさに国としての戦略的投資にほかならないと考えております。

それから二つ目の視点でございますが、下に行きまして、文化への投資が持続的になれる仕組みづくりということでございます。これはまさに経済的な様々な活動と、文化の創造の活動ですとか、そういったものがシナジーを効かせまして、言ってみれば新しい価値をどんどん生み出して、それが再投資され、さらなる文化芸術の発展につながるとともに、文化経済活動もどんどん活性化していくという好循環を作る仕組みづくり。そういったことが大事だというのが二つ目の視点でございます。

三つ目が、文化経済活動を通じた地域の活性化ということでございます。地域経済もなかなか疲弊しているところが目立つこともございます。地域の文化ですとか様々な文化芸術関係の行事あるいは文化施設など、そういった文化芸術資源を単体で捉えるのではなくて、様々な分野と連携させながら、面的・一体的に活発化させていくことによって、今までよりも力強い地域の経済や社会、様々な人の営みの活性化をしていく。まさに文化芸術資源というものが核になって地域の元気を勢い付けてくれる。これをやはり重要な視点として入れていかななくてはいけないと思っております。

四つ目の視点といたしましては、国際的な観点であります。二つございまして、一つはやはり戦略的な海外市場の開拓というのは、従前と同じ、大事でございます。それとともに、訪日外国人数が2020年には4,000万人、2030年には6,000万人を目指すという国家目標がある中で、インバウンドの日本への外国のお客様も念頭に置いた様々な取組の拡充ですとか、さらには世界から文化や芸術家、そういった方々が日本に集まってくるような、世界の中のまさに日本の文化芸術の発信というか、中心力といいますか、そういった環境

を是非とも作っていきたいということでございます。そういった意味で、双方向の国際展開、それにより日本がブランド力を増していくという視点が大事だろうというのが四つ目でございます。

それから五つ目でございますが、文化経済活動を通じた社会包摂・多文化共生社会の実現ということでございます。文化経済ということと、どうして社会包摂が関わってくるのかと思われる方もいらっしゃると思いますが、こういう経済活動こそ、多様性が将来の発展の原動力になったり新しいアイデアとかイノベーションの出発点になるということが言えるし、そこを強調しなくてはいけないのだろうと我々は思っております。

ですので、国籍の違いや性別の違い、障害の有無や年齢の違いとか、そういったことにとらわれず、様々な人が自由な発想で文化と経済の交わる場所での活動に携わる。あるいは、様々な世界から、国から、あるいは文化から、多文化が共生するような社会の中でこそ、生き生きとした文化経済活動が行われる。そういう環境整備をしていく視点が極めて大事ではないかというのが五つ目でございます。

そして最後、六つ目でございますが、2020年のオリンピック・パラリンピックの機会、これはやはり非常に重要なチャンスであると我々は考えてございます。2020年以降のレガシーに残すことも考えまして、2020年のオリンピック・パラリンピックの機会を千載一遇の原動力としまして、様々な取組をその時点を目標にして行ったり、そのときをテイクオフの機会にしながら、新しい、質の高い文化関連プロジェクトを全国において実施していくということも大事なのだろうということでございます。

文化経済戦略は、この六つの視点を基軸に据えまして、今回策定いたしております。

次のページ、3ページ目からが重点的な戦略ということでございます。時間も限られておりますので、簡単に御説明いたします。

スライドの3ページ目でございますが、まず1番目は、文化芸術資源、文化財の保存ということでございますが、文化財保護制度の見直しによる地域全体での保存・活用の推進ですとか、あるいは税制面での新しい措置としまして、個人がお持ちの特定の文化財、美術品につきまして、相続税の納税猶予をするという制度を創設することを政府として決定してございます。また、様々な文化財の修理対策の推進ですとか、あるいは文化財や伝統芸能を含めてですが、様々な伝承者の養成や技術、技の練磨・継承、こういったものに対する支援もしっかり行っていくことにしております。

それから2番目、文化芸術資源の活用でございますが、これにつきましても、文化財の

公開ルールの見直しなどを通じまして、積極的な公開・活用を推進していくとともに、核となる文化芸術資源プラス周辺の様々な資源、観光・まちづくりとの関係ですとか、あるいは産業との関係、こういったものも面的に捉えながら、一体で発展をさせていくアプローチをとってございます。

それから、美術館・博物館を中核とした文化クラスターの形成も大事だと考えてございます。美術館・博物館の機能をしっかり位置付けた上で、文化芸術資源の活用ですとか、あるいは文化と経済の積極的な関係を盛り上げていくということを推進していきたいと考えてございます。

ページめくっていただきまして、4 ページ目でございますが、3 番目の柱としまして、文化創造活動の推進ということでございます。文化芸術の積極的な鑑賞、主体的な参加、創造に関わる環境の整備ということでございまして、まさに国民一人一人がこういった文化芸術活動、文化創造活動を支えて支持していくような環境をしっかりと盛り上げていくことが大事。それと同時に、訪日外国人数が増えていることなども踏まえて、ニーズに即した環境を整えていくのも大事なだろうと考えております。

また、先ほど文化経済活動における社会包摂の重要性も御説明いたしましたが、今回、バリアフリー対応をした、劇場・音楽堂等に対します固定資産税と都市計画税の負担軽減措置も創設することを政府として決定してございます。こういった部分につきましても、やはり様々な文化経済活動の活性化に資するものとして、力強く推進していきたいと思っております。

また、食やファッションや生活文化、こういったものについても広く推進していくことも重要ですし、多様性にあふれました経済社会の実現ですとか、2020 年以降の文化レガシーの創出を目指した文化プログラムの推進といったことも、きちんと取り組んでいきたいと思っております。

それから 4 番目、国際プレゼンスの向上ということでございます。日本の文化芸術資源を生かした日本のブランディングですとか、あるいは世界から文化芸術が集まってくるような、日本が中心となるようなブランド力の強化、こういったものを多様な分野で推進していくことが大事なだろうと考えてございます。

それから最後、5 ページ目でございますが、新たな需要・付加価値の創出ということでございまして、文化芸術を核に、産業分野など、ほかの分野と連携して、まさに文化と経済がいいシナジーを効かせるような地域の拠点クラスターを作っていくのが大事だろうと

思っております。

それから、美術館の文化経済分野での機能強化、あるいは国際的なネットワークの構築なんかを通じましてアート市場を育成していく視点も極めて大事だろうと考えておりますし、さらには文化と科学技術が融合したり、文化とほかのものが融合することで新しい産業やイノベーションが生まれていくという視点も大事だろうと思っておりますので、そういった観点から、産官学の連携を推進したりですとか、起業がしやすいような資金環境、様々な環境を整えとか、そういった取組を推進していくことが大事だろうということでございます。

そして最後、文化経済戦略の推進基盤の強化ということで、幾つか重要な政策を展開することにしてございます。

まず、文化庁、まさに機能強化をいたすこととしております。省庁横断的な行政機能を強化して、文化庁が文化芸術政策の中心を担いつつ、関連する省庁、観光庁、経済産業省、国土交通省、農林水産省、総務省ですとか、そういった関連省庁を省庁横断的に束ねながら、こういった文化経済政策を遂行していくことが大事だろうということが、まず国の行政機構の話として、新しく取り組んでいくこととしてございます。

それから、地方においてもやはりこの文化経済の取組は大事でございますので、例えば首長部局が文化財行政を担当できる仕組みの導入ですとか、地方財政措置で文化財の積極的な保存・活用を推進していけるような新たな措置を講じたり、関係府省庁の連携によりまして、文化資源を生かして地方創生の取組を更に推進・強化していくといった取組も行うこととしてございます。

さらには、国民目線でのきめ細やかな文化政策ということでございまして、長い行列をしないで鑑賞ができるように、きちんと整理券を配ったり、もちろん夜間開館とか多言語解説もそうですが、国民がこういった国立の美術館・博物館をどんどん楽しんで、今まで関心のなかった人も含めて、国民全体で文化芸術をより知り、愛し、支えていく、こういう国作りをしていきたい。そのための一つの視点といたしまして、今回の文化経済戦略を策定したということでございます。

御説明は以上でございます。ありがとうございました。

【馬淵会長】 御説明ありがとうございました。ただいまの御説明に対して、質問、御意見等、頂戴したいと思います。

どうぞ御遠慮なく御発言ください。

どうぞ、仲道委員。

【仲道委員】 ホールなどのバリアフリーへの御配慮を大変有り難く思います。

今、日本国内の公共ホールの老朽化が問題になっております。バリアフリーの問題だけではなく、予算をその修理に投入しなくてはならないがために、事業へ回す部分が減っているという現実がございます。改修、バリアフリー化によって事業予算が減少しないための御配慮いただけましたらと思います。

アーティストのインバウンド、アウトバウンドを強化していくといったときに、今、アーティストビザを取るのが大変難しくなっています。また、海外の芸術系の大学と日本の大学が連携をしようとするときに、いろいろな国が後ろ向きになっておりまして、以前より難しくなっているという事実もあります。日本が文化で開いていこうというとき、海外と連携をするアーティストを送り出すことの垣根を低くすることも必要だと感じています。よろしく願いいたします。

【馬淵会長】 両方とも御意見というよりも御質問に近いものだと思いますが、何か公共ホールの老朽化に関する予算なり対応なり、あるいは今のアーティストのビザの問題、御回答がありましたらお願いします。

【笹路内閣参事官】 ありがとうございます。一つ、ホールのバリアフリー化で、今回、地方税の軽減ということで措置をしたわけですが、まさに公共ホールの老朽化対策は重要な課題だと認識しております。

今回、地方財政措置の拡充によりまして、地方自治体が文化関連の施設、美術館、博物館もありますが、劇場、音楽堂とかもございまして、そういったところの長寿命化に対しまして、きちんと地方財政で手当がなされるような、充実させるような方針も打ち立てていきたいと考えてございまして、文化経済戦略でもその点は方向性を明示してございまして、今、仲道委員がおっしゃった問題意識というのは、まさに国としても持っております、その点は是非力強く取り組んでいきたいと思っております。

二つ目のアーティストのビザや海外の大学の取組がなかなか難しいというか、困難性が増している点につきましては、よく状況を勉強させていただいて、やはり国際的な交流が深まる、推進していくというのは、まさに文化の多様性という観点から、極めてヴァイタルなものだと我々も考えておりますので、いろいろな外交交渉、国際交渉なども通じて何ができるのかは今後考えていきたいと思っておりますし、文化経済戦略の今後の検討課題とさせていただきます。

【馬淵会長】 ありがとうございました。

ほかに。どうぞ、吉本委員。

【吉本委員】 文化経済戦略の御説明、どうもありがとうございました。

基本的な質問なのですが、文化経済戦略と、この後議論する基本計画の関係はどうなっているのでしょうか。

【井上文部科学戦略官】 私から答えさせていただきます。

後ほど御説明させていただきますが、文化芸術推進基本計画は、文化芸術基本法に基づく基本計画でございまして、最終的には閣議決定をされます。

先ほど笹路内閣参事官から御説明いただきました文化経済戦略は、今日、既に公表されて、報告がされておりました、この位置付けとしては、文化庁と内閣官房で出した報告書という形になっております。

内容的には、吉本委員御承知のとおり、文化芸術基本計画には、社会的・経済的価値の醸成ということで、文化経済戦略の中身がまさに盛り込まれているということでございますので、文化経済戦略で提言された内容というのは文化芸術推進基本計画に包含されて、最終的には閣議決定に結び付いていく形にしていきたいと思っております。

【吉本委員】 ということは、基本計画の中に文化経済戦略も含まれるということで、先ほど拝見したら、文化経済戦略の六つの戦略の中にあります主な取組と全く同じ文言がこちらの基本計画の中に入っているのです、二つ出ると大変混乱するのではないかというのが私の素朴な印象なのですが、それは今後そういう説明をしていくということですか。

【井上文部科学戦略官】 文化芸術推進基本計画というのは、法律で定まった閣議決定の基本計画でございまして、これは5年間で策定しようとしておりますが、今後、第1期だけではなくて、第2期、第3期と続けて進むと思います。

また、文化経済戦略というのは、今回出されて、その後フォローアップも多分していくと思いますが、基本的に今回1回出してということで、その後どうするかはまだ決まっていないということでございます。

位置付けとしては、権威化というところなのですが、文化芸術推進基本計画というのは、より閣議決定として、政府としては政府全体で巻き込んで文化芸術を経済的価値・社会的価値も含めて推進していこうということで、そこは住み分けがなされているものと考えております。

【笹路内閣参事官】 私からも補足させていただきます。逆に言うと、文化芸術推進基

本計画と文化経済戦略は矛盾があってはいけないというのを最大限配慮して進めてきております。

ですので、我々、文化経済戦略を策定する過程でも、この文化審議会での皆さんの議論ですとか基本計画ワーキング・グループの皆さんの議論を踏まえて作ってございます。ですので、重なっているところがあるというのは御理解いただければと思っております、ただ、文化経済戦略の方は文化経済に焦点を当てた戦略でございますので、文化芸術推進基本計画よりは、より細かいことを書いてあったり、より深いというか、細かいというのに近いのですが、文化経済については、より内容は厚い記載にはなっているのかなということでございます。

ですので、矛盾はないということとして御理解いただくとよろしいのかと思っております。

【馬淵会長】 では、もう一度、吉本委員。

【吉本委員】 あともう一つ、素朴な質問ですが、ここで言う文化経済というのは、文化の経済なのですか。文化経済活動というのも出てくるし、基本計画の中では文化芸術活動というのも出てくるし、文化経済活動というのは何のことを指すのかが、ここで言う文化経済が何を指すのかが、私はそこが疑問としてよく分からなかったのですが、文章を見ても定義のようなものはないようですし、その辺はどのように考えたらよろしいでしょうか。

【馬淵会長】 どうぞ。

【笹路内閣参事官】 御説明させていただきます。「文化経済活動」という言葉や「文化経済戦略」という言葉を使っているのですが、基本的に言いますと、文化と経済の関係を積極的に捉えまして、文化関連産業の発展、あるいは文化活動の経済波及効果とか、そういう観点に着目して、その上で文化行政における政策手法を経済政策と連携を深めながら、より多様化したり深化させることを目指すということが、文化経済戦略における文化経済だと考えてございます。

そういった意味では、従来の文化政策に経済政策的な観点も含めるのですよということが、政策という意味では文化経済である。

では、民間の活動とか文化経済活動、そういうときにはどういうことなのかですが、これもやはり文化の関係と経済の関係というものをよりポジティブに捉えまして、文化芸術資源や文化的な活動と経済的な活動、それは企業のいろいろな取組であったり地域経済で

の取組であったり、あるいは人づくりとかも関わるかもしれません。様々な営みをうまく連携させまして、むしろ文化が本来持っている潜在的な力ですね、潜在性、ポテンシャルをより花開かせる、それによって新しい価値をどんどん作っていく。それによって文化の継承・発展や経済の発展を両方で実現していく。1 足す 1 が 3 とか 4 になるような、そういう活動、そういう文化経済活動というものをそのように捉えるべきではないのかと考えてございます。

【馬淵会長】 よろしいですか。

どうぞ。

【柴田委員】 御説明ありがとうございました。

文化経済戦略の本文の 34 ページに、戦略を推進するための主要施策を文化経済戦略アクションプランとして、年度内をめどに取りまとめという記述がございます。このアクションプランについて、現段階で何かイメージされているもの、内容、それから 3 月までのロードマップ等々、分かりましたらばお教えください。

【馬淵会長】 どうぞ。

【笹路内閣参事官】 御質問ありがとうございます。

アクションプランの内容としましては、まず平成 30 年度予算、来年度予算で講じる予定の内容、あるいは平成 30 年度に取り組みます税制の改正、あと法律の改正ですとか、そういった政府の取組につきまして、具体的に取りまとめることとしております。ですので、文化庁の政策も入りますし、関連省庁の政策も入ってくるということでございます。

それと同時に、来年度以降、こういったことも検討していきたいという課題の整理をできたらしたいと思っております、そういうものにつきましては、それこそ再来年度の予算ですとか、その先のいろいろな政策に結び付けていきたいと考えてございます。

【馬淵会長】 よろしいですか。

どうぞ、佐藤委員。

【佐藤会長代理】 御説明ありがとうございました。大変すぐれた御説明で、内容がよく分かって、よかったと思いました。

私、今の御質問で、今回の戦略も不断に軌道修正しながらやっていくのだというので、答えが出たような気もするのですが、一番気になりましたのは、文化に対する戦略的な投資という点で、文化財とか伝統文化みたいなものは、100 年、200 年、1,000 年、日本の国土で培ってきたものだと思うのですが、それが投資というと何か短期間で回収しなければ

いけないような目で見られると嫌だなと思います。

そういう意味で書かれてはいないと思うのですが、この戦略としては、私はやはり 100 年後、200 年後、1,000 年後の日本文化を見据えて主張していただけると有り難いと感じました。

【馬淵会長】 ありがとうございます。

ほかに。どうぞ、大淵委員。

【大淵委員】 文化経済について詳細な御説明をありがとうございました。

先ほどどなたかが言われていましたが、私は今回の文化経済というのは、資料 1-2 の 5 ページの一番上にあるように、文化芸術を核にというのが重要なので、文化を核、コアとした、そのような意味での経済ということで、非常に重要な意義があると思っております。

もちろん文化というのは、経済と離れても、それ自体として非常に価値があることは全く異論もないところだと思います。それと同時に、文化はそれ自体に価値があるけれども、先ほど投資ということがありましたが、文化のためにも経済と協力していくことに非常に重要な意義があると思いますので、そこを出していただいたのは、文化にとっても、恐らく経済にとっても、非常に重要な意義があるかと思います。先ほどシナジー効果と言われましたが、そのような点が出ているのは大変よろしいことと思われま

ただ、1 点だけ、総論は大変結構なのですが、各論の中でやや気になるのが、文化のエンジンであります法的インフラの著作権の点あまり出ていないということであります。著作権というと、とかく法改正を考えがちなのですが、そのような話よりは、著作権マインド、知的財産マインド、これはすなわち文化マインドになってくるかと思いますが、このようなマインドという点が中核になって、投資等の経済にもつながっていくかと思うので、文化を核にするという経済において、著作権に関するところを出していただくと、よりよいのではないかと考えます。

以上です。

【馬淵会長】 ありがとうございました。

ほかに。どうぞ、名越委員。

【名越委員】 御説明どうもありがとうございました。大変すばらしい戦略だと思っていて、経済と文化の関わり合い方というのはとても重要だと思っています。特に文化経済戦略、国として初めて作るというところに多分共感している人も多いのではないかと

ていまして、やはり国として文化をどう捉えていくのかはとても重要だと思うのです。なので、文化を出発点として経済を捉え直すという言葉にも、とても意義があると思って聞かせていただきました。

その一方で、これが全部実現できたら、何てすばらしい国になるのだろうと思う自分がいて、これは私の理解が間違っていたら御指摘いただきたいのですが、国がまずこういうふうな文化経済戦略を初めて作るということに大きな意義があることは間違いのないことだと思っているのです。その一方で、これが全部実現するためには、国の本気度が結構問われるのではないかと思います。

具体的に言うと、いまだに日本は国家予算の中で文化に占める予算というのは 0.1% です。では、これを全部実現しようと思ったら、これをどれだけ引き上げるのか。もしかしたら年度末に出るアクションプランで示されるのかもしれませんが、先立つものがないといけません。文化を経済の中心に据えて、国の発展のためには文化が大事なのだということを国が明らかにするのであれば、先立つものといえますか、例えば分かりやすい例でいうと予算ですよ、予算もこれだけ増やすのだという明示をアクションプランでなさるのかどうか。

例えばお隣の韓国は国を挙げて文化に力を入れています、国家予算のうちの 1% も占めていますよね。日本はまだまだ及ばない。このあたりの本気度というのですか、お聞かせいただけたらと思います。

【馬淵会長】 ただいま宮田長官がお見えになりまして、まさに今の名越委員の国の本気度について御説明をしてくださるに一番ふさわしい方かと思いますので、御挨拶を兼ねて、いつも入れていらっしゃる気合をお見せいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【宮田文化庁長官】 遅れて申し訳ございませんでした。今、官邸へ行って、官房長官にお礼と今後の意気込みを話してきました。大変期待をしてくださいました。

名越さんのお話でしたが、国が本気度と同時に、国民が本気度であり、文化庁そのものが本気度であり、特にここの委員の先生方が本気度の度合いの何が、どこが、どうしてということをはきちんと出すのが私たちの使命かと思っております。

この後、お話の中、それから審議の中で、馬淵会長の下、動いていき、年度末の予算の詳しいお話をさせていただくとは思いますが、はっきり言って、頑張りました。どこの省庁よりも、数字は少ないですが、確実にプラスにしました。それは誇りを持って言えます。

全文化庁の職員，当然のことながら私もですが，頑張りました。そしてそれが，皆さん御存じのように 16 年間ほとんど動いていなかった，倍にはなりませんでしたが，一段，確実に階段は上がりました。35 億円，そして加えて補正では 77 億円とることができました。

これは人によっては少ないの多いのと言うかもしれませんが，ほとんどの省庁からは見られています。今までは，私がこの 1 年 9 か月いて感じたことは，文化庁がどう動こうが風も吹かないし香りも感じないという感じでした。しかし，ここへ来たときには，確実に皆さんは私たちを見えています。観察しています。ですから，来年度は確実に結果を出していきたいと思いますので，御協力のほどお願いしたいと思います。

それから，文部科学省としては様々な法案を出して，それを来年度の目標にするわけですが，文化庁は今まであまり出しておりませんでした。来年度に対しては 4 本の柱を出しました。その中の 3 本は文化庁です。それでどれぐらいの意気込みであるかもお感じになっていただけたと思います。それは，文部科学省の設置法や文化財保護法，著作権法，こういう法律に関しても改正をしていきたいと考えております。

あと，先生方から様々な御意見も，希望も，それから厳しいサジェスションも頂きましたが，それらを全て集約した状態で来年度に向けてやっていきたいと思っておりますので，私も実は委員の頃は足りないからできないと言っていました，もう国の予算は決まっていますから。おもちゃ屋の前でだだをこねたって無理です。これが欲しい，このガンダムが欲しいから何をすべきかということの明快な論理が必要だと思います。それを出していきましょう。そして，また一段，階段を上がっていきましょう。一気にには上がれないです。

気になっているのは，やはり使い切れていない部分，確実に削減されます。それは文化庁の皆さんも心していただきたいと思います。払いのけられることの絶対ないように，必ずプラスになると。そのプラスは何かという論理が必要なのです。

財務省から，現在，1,077 億円プラス補正で 77 億円出ましたが，最初は何と大きな減額だったのです。そこからここまで持ってきた。大変な努力をしてくれました。そのためには，ここでこうだからこうである，よってこうだということがはっきりと話のできたのです。それは先生方のお話を聞いていたからです。そういうものをもっと構築させていきたいと思っておりますので，よろしくお願いいたします。

実は今，日タイ 130 周年の事業がスタートしたところなのです。1 泊 3 日で，これに間に合うためにさっき帰ってきたところなのですが，本当はもう 1 泊したかったのですが，この話を先生方と同時に，一緒になって次の年に向けていきたいという気持ちがあったもの

ですから、是非と思って帰ってまいりました。

官房長官にもこの話をさせていただいて、激励のお言葉も頂戴いたしました。

でしたね、高橋課長。

【高橋伝統文化課長】 はい。

【宮田文化庁長官】 そういうことですので、先生方から比べれば、こんなものかと言われるかもしれませんが、内情というのはなかなか厳しい中ででありながら、一つの光明を見たと感じていただけたら有り難いという気がいたしております。

ありがとうございました。

【馬淵会長】 ありがとうございました。長官は途中でまた別の用務で御退出になりますので、申し訳ありません、時間がありませんので、次の議題に移らせていただきます。文化芸術推進基本計画（第1期）の策定についての中間報告でございます。

それでは、事務局より資料の説明をお願いいたしますので、また質疑応答は御説明が終わってからまとめて行いたいと思います。

【井上文部科学戦略官】 それでは、資料2-1と2-2に基づきまして、文化芸術推進基本計画の策定について、中間報告の御報告をさせていただきたいと思います。資料2-2は少し大部でございますので、資料2-1の色刷りの横紙のカラーの資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。

文化芸術推進基本計画の検討状況につきましては、前回11月13日の総会におきまして、審議状況の報告をさせていただきました。その後、11月24日に文化芸術関係団体からヒアリングを行い、12月7日に基本計画ワーキング・グループ第5回、これは文化政策部会の下に行われているワーキング・グループでございますが、そこでもんでいただきまして、今回、中間報告として御報告させていただくものでございます。

文化芸術推進基本計画は、「本報告の位置付け・ポイント」の一番上のところがございますように、文化芸術基本法第7条に基づく初めての基本計画でございます。今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性について、現在の文化審議会における検討状況を取りまとめたものでございます。

具体的には、後ほど御説明いたしますが、5年間の文化芸術政策の基本的な方向性といったしまして、四つの目標と六つの戦略、170の基本的な施策について、現時点の検討状況を取りまとめております。

主なポイントといたしましては、1枚目下の黄色のところ、左側でございますが、文化

芸術、本質的価値、豊かな人間性を涵養（かんよう）する、創造性や感性を育成する、そして文化的な伝統を尊重する、こういう文化芸術の本質的な価値に加えまして、先ほど文化経済戦略の説明でも強調されましたが、文化芸術が有する社会的・経済的価値、例えば他者と共感し合う心でございますとか、質の高い経済活動を実現する、さらには人間尊重の価値観を育成する、また、文化の多様性を維持する、そういう社会的・経済的価値をここできちんと明確にいたしまして、ここの醸成というのも本質的な価値の醸成とともに重要であると明示しております。

そして、これから新しく生み出された文化芸術の様々な価値を文化芸術のさらなる継承・発展・創造に生かしていく、そういう好循環を生み出していく持続的な考え方を示しているところでございます。

その上で、1 ページの下の方、右側、「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」でございますが、青色のところでございますように、四つの目標を掲げてございます。文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有している文化芸術基本法を前提といたしまして、まず目標 1 といたしまして「創造的で活力ある社会」、目標 2 で「心豊かで多様性のある社会」、そして目標 3 として「文化芸術の創造・発展・継承と教育」、目標 4 として「地域の文化芸術を推進するプラットフォーム」を位置付けているところでございます。

目標 1 というのは、主にイノベーションが生まれる、又は文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献するということで、主に経済的価値を育成するような活力ある社会の形成を目指しているところでございます。

また、「心豊かで多様性のある社会」というのは、社会に参画し理解が広がり、多様な価値観が尊重されるという社会的価値を主として育成しようとしているものでございます。

その上で、目標 3 の「文化芸術の創造・発展・継承と教育」は、そういう様々な価値というものを継承、持続していく。

そして、それを地域で育てていくというのが目標 4 でございます。

続きまして、2 ページをお開きください。その上で、今後 5 年間の文化芸術政策の基本的な戦略といたしまして、2018 年から 2022 年度になりますが、関係府省庁の文化芸術関連施策も含めまして、新文化芸術基本法第 36 条に基づく文化芸術推進会議を開催いたしまして、しっかりと関係省庁ともタッグを組んで、これらの施策を文化芸術基本計画に盛り込んでございます。文化芸術推進会議につきましては、宮田長官を議長といたしまして、関係府省庁の局長クラスで構成される会議を開催して、実施をしているところでござい

す。

そして、この六つの戦略とともに、今後5年間に推進すべき170の基本的な施策を今回審議状況報告に加えまして記載したところでございます。本文、ページで言いますと27ページから約20ページにわたりまして170の施策が盛り込まれております。後ほど御覧いただければと思います。

また、戦略に関しましては、委員の先生方の御意見やヒアリング等を踏まえまして、文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実というのは、やはり文化芸術の本質的価値を支えるものとして根幹ではないかということもございまして、今は戦略1と書いておりますが、審議状況報告のときは戦略4になっていたのですが、これは戦略4ではなくて戦略1という形にさせていただいたところでございます。順番に優劣はないのですが、やはりこれは一番重要だろうということで、「文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実」を戦略1にしたところでございます。

そして、これら六つの戦略と170の基本的な施策につきましては、評価検証サイクル、2ページの左下にございますように、毎年度、文化GDPなど36の評価指標に基づきまして計画の進捗状況をフォローアップいたしたいと思っております。また、中間年の2020年度には中間評価を実施いたしまして、第2期の文化芸術推進基本計画の策定に反映させていただきたいと思っております。

また、文化芸術推進基本計画でございまして文化芸術推進基本計画のフォローアップをする体制につきましては、右側の下のところがございますように、文化庁の機能強化が行われております。今回の機構・定員要求におきまして、政策機能の強化でございまして、従来、文部科学本省の方で実施いたしておりました博物館行政、また、学校芸術教育につきましては、文部科学本省から文化庁に移管されまして、文化庁で一元的に実施することになりました。このようなことの文化庁の機能強化を通じて、2018年度中には新・文化庁を実現して、文化芸術推進基本計画を着実に推進していきたいと考えているところでございます。

3 ページを御覧いただければと思っております。これらの中間報告をまとめるに当たりましては、6月に松野前文部科学大臣から諮問を頂いた後、文化審議会の総会、文化政策部会、基本計画ワーキング・グループなど、また、分野別分科会、分野別ワーキング・グループなど、約30回にも及ぶ会議を開催するとともに、文化政策部会においても20以上の文化芸術団体等からヒアリングを行いまして、現場の意見を幅広く酌み取って審議を行

ってきたところでございます。

今後の予定といたしましては、3 ページの右側にございますように、中間報告をおまとめいただきましたら、パブリックコメントにかけまして、国民の方々からの御意見を頂戴したいと思っております。その後、答申案について文化政策部会総会で御審議いただき、2 月には答申を頂ければと思っております、それを受けまして、再度、下でございますが、文化芸術推進会議、関係府省庁による局長級の会議を開催いたしまして、政府部内での調整を経まして、最終的に年度内に政府において閣議決定を行う予定でございます。このような形で進めさせていただければと思っております。何とぞ御審議のほどお願いいたします。

説明は以上でございます。

【馬淵会長】 ありがとうございます。御説明に対して御質問、御意見ありましたら、どうぞ御発言ください。

どうぞ、本郷委員。

【本郷委員】 今お話しいただいた中に、文化芸術教育という教育のところの御説明があって、その内容に関して文化庁で一元化して取り組んでいくという発言があったと思うのですが、初中局などとの関係はどのようになっていくのですか。

【馬淵会長】 どうぞ。

【井上文部科学戦略官】 その関係は、本文でいいますと 56 ページ、57 ページに書いてございます。従来、学校で受ける芸術教育、例えば音楽でございますとか美術などの教育の教科調査官等につきましては国立教育政策研究所に配置されておりました、初等中等教育局に併任されておりました。その部分の教育課程行政についても、初等中等教育局で担ってきたところでございます。

今回、機構・定員要求等がございまして、その部分については、文化庁で美術や音楽の教育課程の調整等も初等中等教育局に代わりまして行います。ただ、教育課程全体の例えば総合調整でございますとか、音楽の時数をどうするかとか美術の時数をどうするかとかというものについては引き続き初等中等教育局で実施することになっております。

例えば現在、その関係ですと、和楽器の、例えば伝統音楽に関する研修などを初等中等教育局で行っているのでございますが、そういうものを今後は文化庁で実施するということも想定されているところでございます。

【馬淵会長】 どうぞ。

【本郷委員】 御説明で、そういう方向でいくことが定まっているのだと分かりましたが、政策部会でも発言させていただいたのですが、日本の 芸術文化の振興を支えている底辺には、義務教育課程の中にある芸術教科があります。子供の頃から障害のあるなしに関わらず子供たちみんなが芸術を学び、体験して大人になっていくのだと思うのです。

しかし、近年、時間数の削減傾向に伴い授業等が学校現場では展開しにくい状況が起きているところでは。これを何とかしていかなければならないということで、学校教育を支えている全国の先生たちが、特に芸術教科の先生たちが努力されているところだと思います。

そこで今度、文化庁でそういうところにも力を入れていくということであれば、文化庁の方でも積極的に初中局と連携をとっていただきたいと思います。また、本来なら芸術教科の時間数はもう少し豊かでないと子供たちの将来が心配という意見もありますので、是非その辺のところも文化庁としてもお願いしたいと思います。

【馬淵会長】 芸術教育の質と量が低下しないように、むしろ上げていく方向でという御意見を賜ったと思います。

あと、先ほどの第1期の基本計画の策定に関して、文化政策部会でもいろいろ話し合ったので、熊倉委員から何か補足がございましたら、お願いいたします。

【熊倉委員】 本日のこの会議をもちまして、年明けからはパブリックコメントにさらされるということで、ワーキングの皆様方にお集まりいただきまして、ちょうどこの目標のところまでなのですが、1文1文読み込みまして、一番最初の計画に恥ずかしくないものにすべく、たくさんの御意見を頂きました。また、この総会の中でも数々のすばらしい御意見を頂いたもの、きちんと反映されているだろうかという議論も重ねて行いました。

まだ戦略の部分などに関しては、見極められていない部分もございますし、少し薄い部分もあるとは思いますが、引き続きパブリックコメントの結果なども踏まえて、最後のブラッシュアップ、最後まで諦めずにやっつけようと思っております。

【馬淵会長】 大変お疲れさまでございました。

ほかに、今日御発言ない方も含めて、なるべくたくさん御意見を伺いたいのので、どうぞ、長谷川委員。

【長谷川委員】 文化庁の機能強化のところは、本当にすばらしい方針だと思います。特に博物館と美術教育をまとめられたところは、今、非常に情報化が進んでいるということで、博物館そのものが何を持っているかをどういう形で情報化していくかは非常に大

きな問題になっており、それが教育の場でどのような形で共有されていくのか、活用されていくのかという連携の問題が非常に大きいと思います。

ですので、学校、美術館といった言い方ではなくて、文化が語られ、見られ、文化が生まれていく場という広い、それこそプラットフォームではあるのですが、場という考え方を持っていただいて、それが例えば学校で起こる、あるいは美術館のところで、やはり第三の場で起こるということを縦横無碍（むげ）に、融通無碍（ゆうずうむげ）に考えていくといったような、そういうプログラムとして考えていく発想が非常に重要ではないかと思います。

最近、図書館と美術館を合体されるということがありまして、図書館というのはもちろん学校と分かち難（がた）く結び付いているものでもあります。だから、最近の非常にビジュアル化されている子供たち、別の言語で語っている子供たちに対して、どういう形でその情報を与えていけばいいのかについて、リテラシーを文化庁が牽引（けんいん）していくような、そういうプログラム、あるいはそういう方向になっていただけるといいかと思ひまして、大変すばらしいと思いました。

【馬淵会長】 御意見ありがとうございました。

ほかに。どうぞ御自由に。はい、どうぞお願いいたします。

【石田委員】 この大部の案をまとめられた御苦勞に頭が下がります。私も少しでもお役に立つようにと思って発言してまいりました。

私の立場からは、舞台芸術あるいは実演芸術に関する発言に主力を置いてまいりましたが、それに関する書き込みが、当初に比べると大変厚くなってきたとは思いますが、まだ厚みが増す途上にあるという段階なのかと思います。戦略1に「文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実」、これを持ってきたということが、今回我々が関わった議論の中の最も大きな成果の一つだったような気がしております。

ここに書いてあります継承・発展・創造というサイクルをきちんと実現するための体制が新・文化庁の中できちんと確立される、そんなことが今後、大いなる期待として持たれるわけです。それに関して私たちも力を、微力ではございますが、尽くしていければと思っております。

先ほど井上戦略官からお話がありました2枚目のカラーの図を御覧ください。戦略1, 2, 3, 4, 5, 6, この関係性を支える位置付けで評価・検証サイクルの確立とあります。芸術の本質的価値をいかに捉えるかを我々は常に気にしつつ、その上での検証が絶対的に必要

になると考えております。

先ほどの文化経済戦略のお話にありましたように、経済と結び付くことに関する懸念のようなものを我々はついつい考えてしまうのですが、それが我々のふだんの活動の足腰を強めることになるのだという認識の下、この検証サイクルをどんどん確立していくことが必要になろうかと考えております。

芸術教育が文部科学省からこちらに移管されるということも非常に意を強くする動きかと思えます。

このことも含めまして、今後の文化庁の力というのが是非長官の下で結集されて、我々も、少しでも今後の発展のために尽くしていければと心の底から思います。

パブリックコメントに付されてからこれがどのようにまとまるかがまた議論になっていくのですけれども、やはり芸術の本質的な価値というものを決して忘れてはならないと感じております。

以上です。

【馬淵会長】 御意見ありがとうございました。

どうぞ、佐々木委員。

【佐々木委員】 私は政策調査機能が新・文化庁の中で確立されるということは、文化庁のこれからにとっても大事でもあるし、文化経済戦略を着実に進めるためにも大事になると思うのです。

それで、この戦略の中には2025年までに文化GDP18兆円、それから総GDP比約3%という数字があるわけですが、これの測定も含めまして、やはりプロパーの研究員を文化庁に置かないといけないと思っています。

今回、予算増、もちろん長官の働き掛けがあって、補正も含めると大きな予算を頂いていますが、併せて機構・定員も増えている。これもすばらしいことだと思いますが、やはり事務職員のみならず、研究調査の方を是非置いていただくということにならないかと考えます。

文化庁が政策官庁として本当に自立していこうと思いますと、できれば文化庁50年という節目に文化庁白書が出てもいいわけだし、なかなか今すぐは難しいということは重々分かっている、しかし、そういう点で見ても、調査研究のプロパーの人たちを増やしていくことがもう少し戦略的に書き込めるといいと思っています。よろしくお願いします。

【馬淵会長】 調査研究のスペシャリストを文化庁内部に置いてほしいというのは大変

重要なことだと思いますが、また一方で、職員の定員増に関して非常に政府的に厳しいものがあると思うのですが、その辺、何か可能性なり戦略なりおありでしたら、お願いしたいと思います。

【宮田文化庁長官】 戦略までいかないのですが、先ほど言い足らなかったことと同時に、本郷先生から話が切り出されたように、私、文化審議会の会長とか文化政策部会長をやらせていただいている頃、本省の大学や初中局とか、そっち側には文化庁はあまり手を出していなかったのです。

それが、先生方の御尽力のおかげで、例えば今、石田委員がお話になっているように、実践の部分だとか、それから佐々木先生からのお話があって、先日、具体的な話で恐縮ですが、同志社大学と文化庁が包括協定を結びました。それによって大学との関係、それは同時に、同志社大学の持つ大変豊富な見識と文化庁のキャリアが合体することによってというのと同じようなことが、長谷川委員や本郷委員のお話の中ともつながっていくのかという気がして、一步一步進めております。

特にどうしてもこれだけは言いたいと思っているのですが、美術品とか文化財の相続税の納税の猶予についての特例が創設されました。これも実は大変大きなことだと思っています。同時に、先ほど石田委員の中にも含まれていると思いますが、バリアフリーに対応した劇場・音楽堂等の固定資産税の特例の創設、これも大変大きなことだと思います。

そのように税制に対しての具現化もできておりますし、先ほどもお話がありましたように、20名を超える定員増ということもやらせていただきました。その中には、今御指摘があったように、事務方と同時にプロパーの調査官、専門官というのですか、そういう人たちの協力が合体となって、今、文化庁はできておりますので、より親密な環境が作れるのかと思います。

今まで見ていますと、こんなこと言っては少し悪いですが、線が引かれていた。最初、事務方と調査官、いわゆる専門方との間に線があったのです。今は、ないとは言わないけれども、非常にいい感じで連携ができております。これは新しいものが生まれると私は、確信とまで言えないですが、言えたらいいと思っています。

以上でございます。

【馬淵会長】 ありがとうございます。特に税金の問題というのは、今まで大きな壁で、なかなか突破できなかったのですが、多分少しずつ崩れ、小さな穴が開いたのではないかと。それはどのように開いたのかを今後実施しながら検討していくことになると思います。

すが、もしかしたら大きな変革の一つの始まりになるかと期待しております。

【宮田文化庁長官】 ありがとうございます。

【馬淵会長】 本当に御努力をありがとうございました。

ほかに御意見等ございますか。どうぞ。

【河島委員】 御説明いただいた2ページ目の図のことなのですが、戦略3, 2, 4という上の部分の具体的な施策として、レベルはいろいろだと思いますが、他省庁のかなり具体的なものからざっくりまとめたものまでいろいろ挙がっています。一方、文化庁の具体的な施策は、右下のあたりに今後5年間に推進すべき170の基本的な施策を記載と書いてあるだけで、他省庁のものだけが細かく出ていまして、これだけ見ると、戦略3と2と4の社会的・経済的価値については、他省庁のする施策に乗っかっている印象か、あるいは、もう少しポジティブに捉えますと、文化芸術政策というものにほかの省庁がくっついてきているのかと思います。そういうことではなかろうと思いますので、これはもう少し工夫ができないかと少し思いました。

それと、先ほど話題になっていた評価や検証という点からしましても、この他省庁のそれぞれの施策というのは、それぞれの省庁での評価対象になろうかとは思いますが、こうやって文化芸術政策の基本戦略の中に位置付けてくる限りは、大きな方向が戦略1で私たちが考えているようなこととずれた方向に走っていないかという検証も、時々は必要かと思うのです。

そうでないと、いろいろと何となく文化に関係ありそうな政策をいろいろと寄せ集めて、まるでオール省庁でいろいろなことをやっていますと形だけ作っているけれども、あとはほったらかしというのではよくないと思います。そういう意味では、先ほど佐々木委員がおっしゃったような、文化庁の中で、全体の調査だとか評価だとかをやる担当官あるいは部署ができた場合には、そういったところまで目配りをして評価もしてもらえたらいいと考えました。

以上です。

【馬淵会長】 ありがとうございます。何か事務局から御意見。

【井上文部科学戦略官】 ありがとうございます。実は本文を御覧いただければ分かるのですが、戦略2, 3, 4でも文化庁の関係の施策というのはたくさんあることはございます。概要の作り方について、また工夫をさせていただきたいと思っております。

また、先ほどから御意見ございます政策立案・調査研究機能というのは非常に重要だと

考えてございまして、充実すべきだと思っているところでございまして、本文の 55 ページにもそのような趣旨のことが書いてございます。文化GDPだけではなくて、指標でも例えば訪日外国人数とかを設けておりますので、他省庁の部分も含めて、フォローアップをしていきたいと考えているところでございます。

その際には、先ほど長官からも御案内がございましたが、大学、あとは文化芸術団体とも連携をいたしまして、文化庁におきましてしっかりと政策調査研究機能を持って、また、ネットワークを構築して、フォローアップをしていきたいと考えております。

【馬淵会長】 どうぞ、吉本委員。

【吉本委員】 中間報告の内容については、先ほど熊倉部会長からもお話がありましたが、この後、パブコメを経て、熊倉部会長の厳しい指導の下で更にブラッシュアップしていきたいと思いますが、今回、この中に 170 の施策が盛り込まれたということで、先ほど長官から文化庁の予算が来年度ステップアップしましたと話があったのですが、170 を全部合わせると、文化庁の予算どころか、ひょっとしたら 2,000 億円あるいは 3,000 億円ぐらいあるかもしれないと思うのです。

今後はそういう数字を出して、この政策自体は文化芸術推進会議という他省庁も含めた政府全体で進めるということですので、今後、国の文化予算についても、それらも含めて国の文化予算はこれだけです、そのうち文化庁予算はこれだけですよという出し方ができないかと思いました。

そうすることによって、何度も文化GDPの話が出ておりますが、恐らく文化庁の施策から生み出されるGDPよりも、例えば経済産業省の文化政策から生み出されるGDPの方が、恐らくGDPに対する寄与率が高いのではないかと思います。

そう考えたときに、文化GDPを増やしていくことが、文化庁はもとより、省庁全体の大きな目標になっていくのだといったあたりのことも明確になってくると思いますので、今後、文化予算の出し方は、ここに 170 の施策がせっかく盛り込まれたのであれば、それらを包含するような形で日本の文化予算はこうですと打ち出せないかと思いました。

以上です。

【馬淵会長】 ありがとうございます。いろいろ御意見が出ておりますが、税制の問題や予算の問題はやはり御説明を最後に頂きたいので、次の議題に移りまして、最後に時間をとって、あまり時間はないのですが、そのことについてお話しいただけたらと思いますので、今の件に関しましては、今後、度々出ているように、事務局でパブリックコメン

トにかけて、広く国民からの意見を募るということになっております。そして、本案をもって中間報告とすることとしまして、本日頂いた御意見については、答申案の作成に向けた事務局内の作業の中で適切に反映していただくことにいたしたいと思います。

以上の件も含めて、今後の資料の取扱いについては、会長の私というか、事務局も含めてですが、御一任いただけると大変有り難く思いますが、それでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【馬淵会長】 ありがとうございます。それでは、今後、パブリックコメントに向けて、答申案の作成に向けた修正の作業をお願いいたします。また、本件については引き続き文化政策部会において精力的な御検討をお願いしたいと思います。

それでは、議題（3）文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方（第一次答申）について、事務局より資料の御説明をお願いしたいと思います。

長官が退出されますので、一言お話をお願いします。

【宮田文化庁長官】 ずっと聞いていたのですが、実はもう 1, 2 件、やりたいことがあるものですから、そこへ出掛けてまいります。

たくさんの宿題を頂いて、やりたくてうずうずしていることが多くございます。本当に先生方の御尽力のおかげと同時に、文化庁の私が愛すべき職員の力がこんなに、正直言うと、前は、ばらばらだったのです。本当に皆、頑張って、一丸となって先生方のお気持ちなどを酌んでくれたのかという感じがしております。先生方全てに感謝を申し上げたいと思います。

それでは、失礼させてもらいます。

【馬淵会長】 長官、どうもありがとうございました。

それでは、第一次答申について、事務局より御説明をお願いします。また質疑応答は御説明が終わった後に行います。

【高橋伝統文化課長】 伝統文化課長の高橋でございます。

資料 3 を御覧いただけますでしょうか。答申本体と、その後ろに概要資料をお配りしてございますので、概要資料で御説明をしたいと思います。

文化財保護制度の見直しに関係につきましては、去る 12 月 8 日に文化財分科会から大臣宛てに答申を頂いたものでございまして、中間まとめの段階で一度、11 月に総会で御報告

を申し上げておりますので、簡潔に御説明したいと思っております。

今回の見直しの視点、大きく三つございまして、一つは、文化財行政にいわゆる計画行政の仕組みを導入する。中長期的な視点を見据えて文化財行政をきちんと進めていくというための仕組みづくりを導入するというのが一つ。

それから二つ目が、文化財保護に関する取組を見える化をするということ。文化財というと何か一切触れてはいけないものと思われがちで、結果として文化財を適切に活用できていないということにもつながっている場合がございますので、個々の文化財ごとにこの部分はしっかり守らなければならないとか、この部分は活用できますとあらかじめ見える化する制度を導入します。

それから三つ目に、文化財行政の主たる担い手の拡大についてです。今後、文化財を確実に継承していくためには、文化財の専門家のみならず、地域社会全体でまさに総掛かりで文化財行政を担っていく必要があるということで、その仕組みづくりを入れるということ、この三つが大きなポイントでございます。

具体的な方策でございますが、資料の「見直しの方向性」、①のところを御覧いただきますと、「地域における文化財の総合的・計画的な保存活用へ」ということでございまして、左側の図のところに、これは現在の仕組みですが、文化財について、個々に重要文化財や国宝、史跡というように指定をして、いわゆる規制をかけることによって保存を図っているわけでございまして、この仕組みは有効に機能しているところもございまして、これを残しつつ、新たに、右側の図ですが、市町村が主体になって地域計画を作成いただきまして、その地域にある文化財を総合的に把握していただきます。これは指定文化財だけではなくて、未指定のものも含めて、どういうものが、どこに、どんな状況にあるかを把握した上で、それらを地域の中でどう保存していくか、どう活用していくかを計画の中に盛り込んで、地域住民の方々にも見えるようにしましょうというものでございます。

その際に、先ほども申し上げたとおり、行政だけでやるのは限界があるので、新たに協議会という仕組みを設けまして、多様な方に参画していただいて、もちろん専門家の方は地方文化財保護審議会という形で引き続き関与していただくわけでございますが、そのみならず、協議会の中には地域住民の方、NPO、それから商工会、観光関係団体など、ありとあらゆる人々に参加してもらって、みんなで地域の文化財をどうしていくかを考えていきたいと思いますという形で計画を作っていくことにしてはどうかというものでございます。

そして、計画を作った自治体においては、資料のその下にありますとおり、国が認定し

た上で、現状変更の手續の弾力化をはじめとした事務の特例のようなことも設けたいと思っています。

これが一つ目の話でございまして、二つ目が「個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し」ということで、先ほどのものが行政の作る計画であったのに対しまして、②は個々の文化財についてもどうするのか、しっかり計画に落とし込むことが必要であるということで、所有者ないしは管理団体、これは多くの場合は地方自治体が指定されていますが、それらの人々が文化財をどう保存し、どう活用していくかを保存活用計画の中で位置付けをするということでございます。

これも一定要件を満たすものについては国が認定をして、認定をした文化財については、現状変更の手續等について一定の弾力化を図ることを考えています。

それから、三つ目が「地方文化財行政の推進力強化」ということで、現在、地方公共団体における文化財行政は教育委員会が担っているわけですが文化財については、まちづくりでありますとか観光振興、地域振興とも今や密接不可分になっております。したがって、地域の判断によって、文化財保護を充実させるために必要な場合には、教育委員会だけではなくて、首長部局でも所管することを選択できるようにするというものでございます。さらに、その中で文化財行政もまちづくり行政全体の中にきちんと位置付けて推進していただくということでございます。

ただし、この場合、現在は任意で設置できることとなっている文化財保護法に規定される地方文化財保護審議会について、文化財行政を首長部局で所管する場合は必ずこの審議会を置いていただくという形で、専門家の意見も確実に反映されるような仕組みにすることと考えてございます。

大きくこのような内容の答申を頂いております、これによって、地方においては人手が足りない、あるいは予算がなかなか十分でないという声を多々聞くわけですが、文化財行政の推進について法的な根拠をしっかりと与えて、行動計画を作る、そういうことによって文化財担当部局が財政当局に対して、きちんと人員や予算について、その確保に向けて説明をしやすいように後押しをすることを念頭に置いているわけでございます。

こうした答申の内容を踏まえた文化財保護法の改正案を来年の通常国会への提出を目指していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【馬淵会長】 ありがとうございました。これは結構大きな変更になるかと思います。

それがうまく文化財の有効にして恒常的な活用につながればいいかと思うのですが、少し危惧される向きもあるかもしれません。

どうぞ、御質問等ありましたら、お願いします。松田委員。

【松田委員】 御説明ありがとうございました。

私は文化遺産と言われているものがどのように作られるのか、あるいはどのように使われるのかを研究しておりますので、今回、文化財分科会企画調査会が14回にわたって審議されたと思うのですが、その経緯を大変興味深く思いながら追っておりました。

このポンチ絵で言いましたら、見直しの方向性の①のところで示されている地域における文化財の総合的な保存活用の市町村における地域計画の策定という方向性に私は大きく賛同しております。とりわけ、未指定も含めた文化財全体を考えるというところがすばらしいと思いますし、そこは強く評価しております。

それで、具体的にどのようにこの方向性に向かっていくのかの手續に関して質問させていただきたいのですが、具体的に言いますと、どれぐらい時間が掛かるのかというタイムラインのお話になるかと思います。

現在、日本には市町村と特別区を合わせると1,700以上あると思うのですが、その中で、既に歴史文化基本構想を策定している自治体は60か70ぐらいになると思います。ですから、まだ比率はかなり少ない。この60か70という数を2020年ぐらいまでに100ぐらいに上げたいという御希望があるといううわさは伺っておりますが、100に上げたとしても、1,700から見ますとまだごく一部です。

その1,700のうちの大部分はやはり小さな市町村で、それこそ過疎化とか少子高齢化のために、なかなか独自ではこういった地域計画が作れない、あるいは体力がなかなかないところが多いと思うのですが、そこをどのように助けていくのか。

恐らくここにも書いてある都道府県の大綱の中で示すような形で支援すると思うのですが、具体的にこの支援をどのように考えていらっしゃるのか。予算が付くのかとか、そういったお話をお伺いしたいです。

まとめますと、数多くある市町村と特別区的地域計画がある程度出そろうまでにどれぐらいの時間が掛かると思われているのかと、体力があまりないと考えられる市町村にどのような御支援が出てくると考えられているかをお伺いしたいです。

【馬淵会長】 お願いいたします。

【高橋伝統文化課長】 確かに市町村の数は1,700余りありますので、その全部となる

と、そもそも全部作る必要があるのかという議論もあるかと思います。ですから、現段階で私どもとして全市町村にいつまでということはなかなか明確には申し上げられないところもございます。また、策定するのにやはり相当の時間は掛かるかと思っておりますので、当面は、今、先生から御指摘があったように、歴史文化基本構想を策定ないしは策定中の自治体、それから日本遺産のような形でこうした面的な活用を既に実践しているところなどが中心になってくるのかなと思っております。我々としては、市町村からの相談に対して前広に応じていきたいと思っております。

また、小規模な自治体については、なかなか体力的な問題もあって難しいのではないかと考えてございますが、中間まとめの段階では、実は都道府県の役割というのは必ずしも明確になっていなかったのですが、そうした小規模自治体への支援ということは都道府県がきっちりやるべしという御意見を踏まえ、都道府県においては大綱を策定するというのを新たに制度化することになったわけでございます。

その支援の仕方というのは当然都道府県ごとにまたそれぞれの考え方もあるでしょうから、そこはケース・バイ・ケースで考えていくことが必要であろうかと思いますが、では文化庁は何もしないのかという話にもなってしまうので、今回、文化財保護法の改正内容に取り組むようなところについては、我々としても財政的な支援というのは考えていきたいと思っております。ただ、今の段階で改正文化財保護法の施行時期というのは明確になっていないことから、直接的な予算措置というのは現時点では必ずしも多くはないのですが、ただ一方で、こういう計画づくりについては早めに始めないといけないということもあって、策定支援の経費については来年度予算で要求することを考えております。

文化庁は支持するだけで実質的な支援をしていないということにならないように、今回、きちんと財政的な面も含めて支援があるということになれば、また自治体でも取り組んでいただけるのではないかと考えておりますので、そうした支援内容も広く周知することで、この取組を促していきたいと思っております。

【馬淵会長】 どうぞ、藤井委員。

【藤井委員】 今の件ですが、計画的な保存活用ということで、大変にこれは前進をしたと思っております。

ただ、今お話ありましたように、これからどのようにこれが市町村、それから県のレベルで実現できるかに関わるのですが、一つは、競争のようにどこも、隣がやったからうちもという画一的な競争にならないように是非御指導していただきたい、それから、文化財

行政というのは、一つ一つの素材が、文化財が個性を持っていますから、要するに、上からのトップダウン型はなじまない行政だと思うのですね。

そこで問題なのは、いわゆる行政コンサルタントがいろいろな計画を作るという仕組みがほかの省庁でよくあるのですが、そういうやり方をしますと、これはどこもこれも同じような内容で、実は中のコンテンツが入れ替わっただけみたいな、そういうことがよくあるのですが、是非文化庁の場合にはそういうふうにならないように、人としての計画、自身も個性的である、要するに文化財そのものが個性的であるということに合わせた仕組みになるように、是非しっかりとガイドしていただいて、御指導していただきたいと思います。

【馬淵会長】 ありがとうございました。

赤坂委員，どうぞ。

【赤坂委員】 先ほどの文化経済戦略の32ページなのですが、②で「文化・観光・産業等を一体として捉えた新たな政策を一層展開しやすくするため、現在、教育委員会所管と定められている地方における文化財保護に関する事務について、各地方公共団体の選択により主張部局も担当できる仕組みを導入する」という、これは非常に大きな1項がここにさりげなく置かれているのですが、僕のように地方の博物館に関わっている人間からすると、この1項が博物館の運営に対してどういう影響を与えるのかがとても気になります。

僕は館長ですが、現場の学芸員たちからすると、この1項というのはものすごく繊細な受け止め方をされると思います。つまり、この前段であったかどうかは知りませんが、学芸員はがんであるという発言がございました。それは、文化に閉じこもって観光や産業といったものに見向きもしない古い体質の学芸員に対しては、外れてはいないと思っています。

けれども、この1項がどういう影を落とすのか。それは、首長部局が担当できるようにすれば解決するのか。例えばトップダウンで、コンサルと一緒にやって、こういうことをやったらどうですかと言われて、華やかなテーマで博物館に対して特別展示をやれとか、そういうことで解決できる問題だとは思っていないのです。そのことがどのように文化庁側のところに出てくるのか、とても気になって、今、見せていただいていた。

そして、歴史文化基本構想に関しては僕も現場に関わっていますので、こちらのペーパーの「地域における文化財の総合的・計画的な保存活用へ」、①のこれはとてもよく分かります。文化財がばらばらであって、指定するだけでそれがどうなっているのか、ほとん

ど把握できていない状況がありますから、それを地域が指定も未指定も含めて文化財を総合的に保存活用するという方向性は賛成です。これはやらざるを得ないと思って関わっています。

現場でどういう議論が行われているのかというと、文化財の保護審議委員の方たちと、それを活用する人たちが全く水と油のように折り合いを付けられなくて、手を付けようとすると、審議委員の方たちがそんなことは駄目だといった、そういう空気がはっきりあるのは分かっていますので、賛成なのです。

でも、その下に地方文化財行政の推進力強化ということで、文化財保護の所管を教育委員会から、条例によって首長部局で担当できる事項にするその流れが、こういうことなのだろうかとは僕は考えてしまって、いつ、どういう形で自分の疑問というか質問を投げ掛けていいのか分からずに来て、ようやくここにたどり着いたのですが、例えば華やかなテーマを設定して特別展のような企画をやるとたくさんの人たちが集まるというのは、はっきり言えば、大都市の国立型の施設だと思います。地方の我々のような小さな県立や市町村立の博物館は、そういう華やかなテーマを投げ掛けていけば人が集まるという状況ではないのです。

むしろ僕は、地方の博物館は広場になるしかないと思っています。広場というのは、いろいろな文化や芸術に関わる活動の舞台として、ステージとして博物館が機能する。そのために博物館の学芸員はどんどん地域に向かって開いて行って、どんどん外に出ていかなければいけないといったことも含めてなのですが、施設的な対応もほとんどできていない状況です。

依然として博物館の評価指標というのが入館者数なのです。入館者数でその博物館の活動の状況や運営の状況が図れる時代ではないのです。何をやっても地方ではそんなに人が集まりません。それよりは、広場のような形で、たくさんの人たちの文化や芸術の交流や活動の場になっていかなければいけないと思っているのですが、それを後押ししてくれることがどのくらいここにあるのかと一生懸命探して、たくさんあるのですが、それよりもっと強く、首長部局が担当できるという言葉がそこに乗っかってくる、僕は危惧を覚えてしまって、それでは地方の博物館の展開とか、我々はずっと地域の文化クラスターのほか、あるいは地域の連携協働推進プラットフォームを形成するというテーマを掲げてきたのですが、そこに対する支援というか、そこに対する後押しになるのだろうかということを、うまく説明できていない。もどかしいのですが、現場からすると、この事項はきっと

博物館の運営に大きく影を落としていくと思いますので、それをうまく言えなくて残念なのですが、そういう疑問を感じています。

【馬淵会長】 私もそういう危惧があったので、うまくいけばいいのだけれどもみたいなことをさっき申し上げたのですが、結局、首長部局の中に、非常に失礼な言い方をすれば、文化はよく分かっていないけれども、例えばその地域の支援が欲しいとか中央にアピールしたいとか、そういったような自治体の長（ちょう）がいた場合に、文化財の中身についての理解もなく、そちらの方向に行ってしまう可能性があるのではないかということ、今、赤坂委員に言われて、私もそう思っているのです。

ですから、さっき体力とおっしゃいましたが、体力と同時に、文化力もあればきっとうまくいくことが多いのだらうと思うのですが、そんな簡単なものではないと赤坂委員が言われていると思うのです。

やはり地方の自治体は過疎化が進んでいたり、御高齢の方々を抱えたりというところで、こういう文化財保護に関する事務の執行等を行わなければならなくなったら、これはもしかすると大変なことが起きるかもしれないので、是非それを保障するような、バックアップする体制をきちんと作っておかないと、うまくいかないのではないかという御指摘と私はお聞きしたので、そのことを御回答、お願いいたします。

【高橋伝統文化課長】 資料3の答申本体の21ページを御覧いただけますでしょうか。これは19ページからの流れで、地方文化財保護行政の所管について書いてあるところなのですが、確かに今御意見いただいたような形の危惧はあり得るので、制度的には、先ほど御説明申し上げたように、地方文化財保護審議会を必置にするということと、それだけではなくて、21ページの上から二つ目、「加えて」で始まるパラグラフのところですが、専門的な職員の配置の促進や、専門性向上のための研修、コンプライアンスの徹底、透明性の確保、それから学校教育・社会教育の連携とか、こうしたことにきちんと取り組むべきであるということも文化財分科会では併せて提言を頂いていますので、我々としてはこうしたことを当然地方自治体に対しては広く周知をしていこうと思っているところでございます。

【笹路内閣参事官】 私もよろしいですか。

【馬淵会長】 どうぞ。

【笹路内閣参事官】 赤坂委員から、文化経済戦略についても言及がございましたので、今の首長部局に関する件については高橋課長から御説明いただきましたが、文化経済戦略

全体としても、今、赤坂委員から御指摘いただいた点はきちんと頭に置き、胸に刻みまして、個別の施策を実施していきたいと思っております。

具体的に申しまして、今、赤坂委員がおっしゃったように、博物館が広場であるという発想は、ものすごく地域の営みにとっては大事なメッセージだとつくづく感じました。

文化経済戦略でも、本文の 11 ページになるのですが、文化経済活動を通じまして社会包摂や多文化共生社会を実現していくという項なのですが、その中でも、やはり日本の社会で、地域の美術館、博物館あるいは劇場、音楽堂といった運営は、地域の営み、国民一人一人が積極的に関わっていったりしながら盛り上げていくものだと思います。

特に、今、人生 100 年時代のライフステージを考えていく中で、様々な世代の人も含めて、地域のそういう文化的な営みに積極的に関わるこそが、地域が元気になって発展していく極めて重要な視点なのではないかと思っておりますし、文化経済戦略という全体の政策の中でも、おっしゃったような視点は大事だと思っておりますし、今日御指摘いただいたことはきちんと胸に刻みまして今後の施策を展開していきたいですし、また引き続き御懸念があれば、いつでもコミュニケーションをとらせていただきたいと思いますのでございます。

【馬淵会長】 どうぞ、篠田委員。

【篠田委員】 基本的に新潟市は、今、赤坂委員のおっしゃったような方向を目指してやってくれということで、例えば新潟市歴史博物館は、今、まち歩きの人たちの集合場所、たまり場になっていたり、シティガイドのたまり場になっているということで、本当に地域に開いていかないと、施設の支持というのは本当に薄く狭くなっていると。

これを首長部局に持ってきたら改善されるかは、今のところ、私はしっかり方向性を出せば、総合教育会議もありますので、そこでやっていったいいかと、特に首長部局に移す必要性は感じていないのですが、小さいところで、本当に文化とかそういうものに集客ということを押したがる首長が出ないとは限らないと思うので、やはり何のための首長部局への移管なのかを点検し、また、方向性を明示させることが必要ではないかと感じておりました。

【馬淵会長】 ありがとうございました。

まだいろいろと御意見があると思うのですが、もうほとんど時間がないのですが、予算概要や税制問題についてお話しする時間はありますか。

では手短に、平成 30 年度の文化庁予算案の概要と、税制改革、先ほど宮田長官が少しお

っしやっていた、あるいは機能強化のことについて、短い時間でお願いするのは恐縮ですが、事務局から御説明いただきたいと思います。

【杉浦政策課長】 政策課長の杉浦と申します。よろしくお願いします。

今お話ありました資料 4-1 でございます。平成 30 年度の文化庁予算案についての御説明でございます。今回の予算案につきましては、6 月に施行されました新文化芸術基本法や京都への移転方針を踏まえまして、新・文化庁に向けて機能を強化いたしますとともに、平成 30 年度は文化庁創設 50 年という節目でございますので、そういった形を意識しながらの予算編成でございます。

五つの柱がございまして、囲みの中にございますが、黒のダイヤ印、それが五つの柱という形でやっております、来年度は前年度比 35 億円増の 1,077 億円という形で仕上がっております。

まず一つ目の項目の文化芸術の創造・発展の関係についてですが、1 の (1) の①や②といったものですが、国際文化芸術発信拠点形成事業、それから劇場・音楽堂等機能強化推進事業といったものを準備させていただいております。これらは、文化資源によりまして社会的・経済的な価値を作り出して、国際的な発信力を強化した大規模かつ持続的な文化芸術発信拠点の形成を支援することございまして、また、劇場・音楽堂等につきましても、文化拠点であります劇場・音楽堂等が行う公演事業やバリアフリー、多言語対応等を支援する形でございます。

続いて (2) ですが、これは「文化芸術創造活動への効果的な支援」ということで、世界レベルの公演実施や障害者芸術の拡充などを考えております。

次のページでございますが、日本映画の振興、メディア芸術の海外発信等でございます、これも引き続き推進ということでございます。

また、人材育成の関係でございますが、「芸術家等の人材育成」ということで、一つは文化芸術による子供の育成事業、それから伝統文化親子教室事業といったものも準備させていただいております、こういった子供たちの育成、文化芸術を体験する機会の拡充を図ってございます。

続きまして、大きな項目 2「かけがえのない文化財の保存、活用及び継承等」でございますが、これにつきましては主に四つの事業ということで、(1) に四つの事業が並んでおります。

①「観光拠点形成重点支援事業」、文化財を中核とする観光拠点の整備を推進ということ

で、モデルとなるような優良な取組を重点的に支援するものでございます。

②「日本遺産魅力発信推進事業」、これについては、認定地域の文化財群を総合的に整備・活用するという事で、国内外に戦略的に発信をする取組の支援でございます。それから、平成 30 年度は認定された事業におけるプロモーション事業を重点的に支援することといたしております。

それから、③「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業」でございますが、これについては、来訪者の目線で修復・復元等を行うということで、観光客の皆様が長時間滞在できるような来場者の利便性を高める施設整備の支援も含んでおります。

④「地域の美術館・博物館クラスターの形成」でございますが、これは地域の文化財の魅力発信、観光振興、多言語化による国際発信、それからユニークベニューの促進などでございまして、面的・一体的な整備などの支援を進めてまいります。

続きまして 3 ページ目でございますが、「(2)文化財の適切な修理等による継承・活用等」。これは、①から③にあります、「建造物の保存修理等」、これについては国宝、重要文化財等の修理でございます。あと、自然災害等から守るための防災施設等の整備、耐震対策等も入っております。

二つ目は、「美術工芸品の保存修理等」。

そして三つ目が、「史跡等の保存整備・活用等」でございますが、これは価値の高い史跡等につきまして、保存と活用を図るための事業を行う所有者等に対します補助や地方公共団体等の史跡の買上げでございます。

(3) は文化財の公開活用でございますが、①と②にあるとおり、「無形文化財の伝承・公開等」、「国立アイヌ民族博物館の整備等」に措置をさせていただいております。

それから続きまして、大きな柱の三つ目、「文化資源を生かした社会的・経済的価値の創出」、これは今回新たに出てきた大きな柱の一つでございます。先ほどの文化経済戦略とも絡んでくるところでございます。

まず、「(1)文化財が円滑に活用される仕組みの整備」で、全国の地方公共団体、博物館・美術館等からの相談への一元的な対応や高精細レプリカ、VR等を活用したビジネスモデルの創出といったものをセンター機能の整備により進めていこうということで、8 億円。

それから、再掲でございますが、先ほどの地域の美術館・博物館クラスターの形成等も合わせております。

それから、「(2)文化財への理解が再投資を生む好循環サイクルの構築」ということです

が、これは文化財を通じた歴史体感プロジェクトなどを使いまして、文化財への再投資を膨らませるような形のいい循環ができるようにと措置してまいります。

4 ページ目に入りますが、「(3) 国際的な文化芸術の拠点形成等」ということで、先ほど説明したものの再掲でございます。

「(4) アート市場活性化事業」、これは世界のアート市場に比べて小規模な日本のアート市場の拡大を実現するための調査研究でございます。

それから大きな柱の四つ目、「日本ブランド向上に向けた多彩な文化芸術の発信」でございますが、これは、まず「(1) 日本文化の発信・交流の推進」といったこと、それから先ほど説明申し上げた「(2) 国際文化芸術発信拠点形成事業」、こういったものが入っております。

それから、五つ目の柱でございますが、「文化発信を支えるための基盤の整備・充実」ということでして、これは国立文化施設の機能強化といったもので、収蔵品の充実、それから基幹的な設備整備などの基盤強化、それから快適な観覧、御鑑賞いただけるような環境の充実、それから夜間開館の実施などを行いまして、ナショナルセンターとしての機能強化を図るための予算措置でございます。

このように、平成 30 年度の文化庁予算は以上のとおりでございますが、これは対前年度 35 億円ということで、ここのところ、実は 2 億円ぐらいつつしか毎年伸びてこなかったものでございますが、近年にない予算の措置を頂きました。これもひとえに委員の先生方の御議論、それから様々な形での御理解、御支援の賜物（たまもの）と考えております。誠にありがとうございました。

それから続きまして、税制改正要望のことですが、税制改正、来年度ですが、二つございます。一つは美術品・文化財に係る相続税の納税猶予でございます。資料 5 でございます。納税猶予の特例の創設ということでして、文化財保護法の改正を前提としておりますが、保存活用計画を策定しまして、それに国による認定を受けますれば、要件は美術館等に寄託・公開するということで、そういうことがあれば、相続税納税の猶予ということで、重要文化財、登録有形文化財についてはそういった相続税の納税猶予ということで、次の子供の世代へ所有権を移せるといった形の制度を新たに創設してございます。これによりまして、次世代への確実な継承、それから公開と活用を促進する二つのものを進めてまいりたいと考えております。

それから二つ目でございますが、障害者に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特

例でございます。この創設でございます。バリアフリー対策を行いまして、基準を満たしました劇場や音楽堂等に対しまして、固定資産税とか都市計画税を軽減するという特例を設けようというものでございまして、これによりまして、皆様に、障害等の有無に関わらず、芸術を楽しんでいただける、親しむような環境を整備するのが狙いでございます。

続きまして、資料6に移っていただきまして、新・文化庁に向けての機能強化の話でございます。この表の左側が現行の文化庁でございます。長官官房、文化部、文化財部という2部1官房の体制でございまして、これが今まで文化庁ができてからの基本の骨組みでございますが、来年10月からこれを改めまして、機動的に動けるようにということで、それぞれの政策プロジェクトにつきまして、いろいろな形で動けるように、まず、部制を廃止すること。それから、文部科学省本省から、博物館・芸術教育の業務を移管してくるということ。それから、今まではどちらかと言うと分野別の縦割り、建造物や記念物、美術学芸という形の縦割りでしたが、これを少し改めるということ。それから、官・民・学・芸で文化政策の総合推進を図っていくということ。そして、地域文化創生本部を充実させていくという5点を狙っております。

新しく変わる姿としましては、右側の図のとおりでございまして、今度は次長が新しく一つ作られる。部長が二つ廃止でございますが、次長が一つ、それから審議官が一つ、新しく加わってございます。

それから、課の編成も変わってきまして、政策課とか企画調整課、ここはどちらかと言うと人事、会計、それから政策の調整等を行うところでございます。それから、文化経済・国際課も、これは霞が関全体の文化行政の調整が所掌となつてまいります。

それから、今までにないのですが、文化資源活用課をきちんと立てまして、活用を進めていく課を作ります。ここの中に文化創造担当、参事官も就きます。

と同時に、文化財を守るために、動産系の文化財を第一課、不動産系の文化財を第二課という形でまとめ上げまして、こちら、保護にしっかりと専念するようなところを作つてまいります。

著作権課、国語課は若干中の動きがありますが、基本的に今のある姿を大体そのまま踏襲させていただきます。

宗務課も同様です。

このようになっておりまして、下線が入っているものは、遅くとも平成33年度に京都に移転する予定でございまして、平成30年10月になりますと、この新しい体制になります。

て、3 年間ほどでございますが、東京で訓練をするというか、新しい組織がうまく動くようにしっかりやりまして、京都で新しく庁舎ができ上がりますれば、速やかにそちらへ動くといった形を考えてございます。

定員は 231 名から、今回 22 名増員になりました、これも普通はマイナスの多い中で、22 名というほぼ 1 割近くの人数が増えました。去年 5 名増えていますので、基本的にこれで 27 名ぐらい確保できましたので、これもまた地域創生に向けてのそして文化庁の機能強化に向けての大きなはずみになると考えてございます。

以上でございます。

【馬淵会長】 ありがとうございます。皆さん、御質問があるかと思うのですが、予定時間をオーバーしておりますので申し訳ございません。特に私はこの税制、また伺わせていただきます。

それでは、今後の日程について御説明ください。

【高田企画調整官】 資料 7 を御覧ください。今後の日程についてですが、明日からパブリックコメントを行いまして、そのパブリックコメントの結果を踏まえて、文化政策部会で 1 月 26 日に議論する予定でございます。

その後、2 月中旬でございますが、また今回のように総会と政策部会の合同会議という形でもう一度審議を頂きまして、そこで最終的な答申の案を確定させていきたいと思っております。

日程については以上でございます。

【馬淵会長】 どうも慌ただしい司会で大変申し訳ございませんが、是非次回以降もいろいろ御意見を頂戴したいと思います。

今年 1 年、本当にたくさんの会議を皆様こなし、なおかつ、そこの中の議論も大変充実したものだったと思いますが、また来年もよろしくお願いします。1 年間どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —